

JIS

アクセシブルデザインー 標識，設備及び機器への点字の適用方法

JIS T 0921 : 2017

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉片 憲治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	越野 滋夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺坂 和美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭夫	神戸学院大学
	二瓶 美里	東京大学
	根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠中 順子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄子	主婦連合会
	藤本 浩志	早稲田大学
	三浦 晃史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮田 恵子	一般財団法人日本消費者協会
	森川 美和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原案作成協力者：公益財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 点字の仕様	3
4.1 点字の点の間隔及びマスとマスとの間隔	3
4.2 空白スペース	4
4.3 点字の点の寸法及び形状	4
4.4 点字寸法の関連性	5
5 標識、設備及び機器への点字の適用	5
5.1 全般	5
5.2 標識の点字	5
5.3 設備及び機器の操作部の点字	6
6 略語表記	7
附属書 JA (参考) 標識に表示する点字表示の例	8
附属書 JB (参考) 略語表記の例	11
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 0921:2006** は改正されこの規格に置き換えられ、また、**JIS T 0923:2009** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アクセシブルデザイン— 標識、設備及び機器への点字の適用方法

Accessible design— Application of braille on signage, equipment and appliances

序文

この規格は、2013年に第1版として発行された **ISO 17049** との整合を図るため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。標識及び設備への点字表示は、障害者が自由に活動するための情報伝達を行うもので、社会的自立を支援する重要な役割を果たしている。また、機器の操作部に正しい点字表示を行うことにより、正確な情報を得て安全かつ円滑に操作を行うことができる。そのため、点字自体の間違い及び不適切な表示を防ぐための規定が求められる。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

1 適用範囲

この規格は、標識、設備及び機器へ点字を使用する際の基本的要求事項、点字の寸法、及び使用する材料の特性並びに実際に適用する方法について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 17049:2013, Accessible design—Application of braille on signage, equipment and appliances
(MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS S 0011 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活用製品における凸点及び凸バー

JIS S 0052 高齢者・障害者配慮設計指針—触覚情報—触知図形の基本設計方法

JIS T 9253 紫外線硬化樹脂インキ点字—品質及び試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS S 0011** 及び **JIS T 9253** によるほか、次による。

3.1

操作部